

あなたの商品、より良くしませんか？

～「商品力向上支援事業補助金制度」ができました！！～

大山町内に事業所のある事業者の皆さんが、宣伝材料など（商品パッケージ、商品パンフレットなど）を改良する場合に、一定の補助を行います。

【対象事業者】

- ・町内に活動拠点をおく法人、団体、個人で町税
その他、町に納付すべき料金等に滞納のない方
- ・他の同様の補助事業の対象となっていない方
- ・1事業者1回限り対象です。

【対象となる宣伝材料】

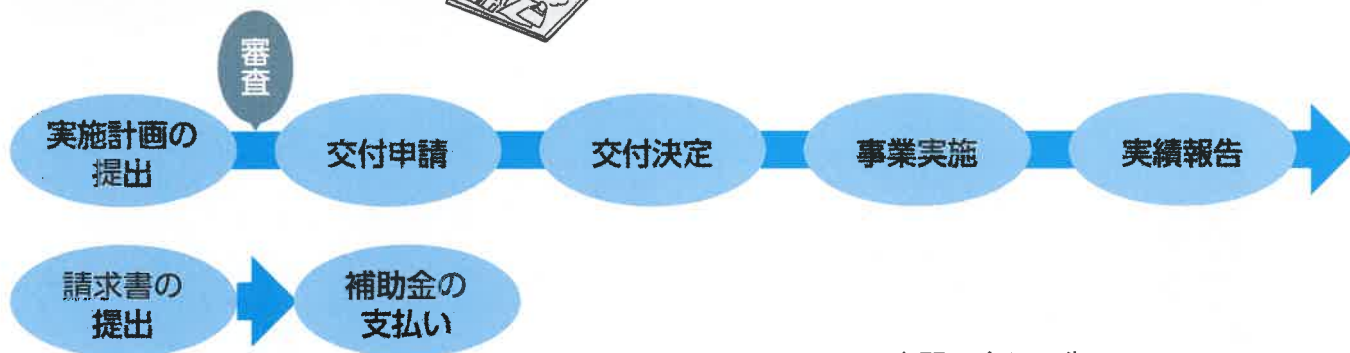
商品等のデザイン、包装、パンフレット、ホームページの改良にかかる外注費、製作費（備品は含みません）

【補助の内容】

対象経費の合計額（税抜）の3分の2以内で、上限は20万円です。

【受付開始日】 平成27年6月1日（月）

【補助の流れ】



◆問い合わせ先

観光商工課 大山北麓振興室
☎0859-53-3313

※この制度は地方創生交付金を活用しています

外国人対象の 無料相談会

改正入管法、在留手続きなど外国人の方々の相談に無料で応じます。

（主催）鳥取県行政書士会
国際業務班

◆日時 6月27日（土）

10時～14時

※毎月第4土曜日に実施します。（9月まで）

◆会場 名和公民館パソコンルーム

◆相談内容

①入管法（平成27年4月1日より一部改正）

②在留期間更新・在留資格変更・永住・帰化

③外国人の方の相続・遺言

★海外在住の日本人の相続の場合

★被相続人が外国人の場合

④国際結婚・離婚

⑤その他、日常生活における各種申請および届出

◆問い合わせ先

行政書士事務局
☎0857-24-2744

税務職員募集

◆受験資格

・4月1日時点で高等学校または中等教育学校を卒業した翌日から3年以内の方

・平成28年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方

・人事院が同等の資格があると認める方

◆試験日 9月6日（日）

◆受付期間

「インターネット申込み」
6月22日（月）9時～
7月1日（水）

【郵送】

6月22日（月）～6月24日（水）
（6月24日までの通信日付有効）

◆問い合わせ先

広島国税局総務部人事第二課
試験研修係

（〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30）

☎082-221-9211
または米子税務署総務課

☎0859-57-3334
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>